

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

地域福祉計画とは、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域の様々な生活課題について解決する「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

高齢者福祉や障がい者福祉、子育て支援など、それぞれの法律や制度により必要なサービスを提供するための計画ではなく、地域に関わる全ての方や団体などが協働しながら、「地域で支援が必要な方をどのように把握するのか」「どのように適切なサービス提供や支援を行っていくのか」といった、各福祉分野に共通する課題の解決に向けた、基本的な目標や考え方を示すものとなっています。

江別市では、「第3期江別市地域福祉計画」策定以降、年少人口の増加がみられるものの少子高齢化は進行し、高齢者世帯や一人暮らし世帯は増加しています。また、人々の価値観、ライフスタイルの多様化により、地域における人と人との交流やつながりの希薄化がみられるなど、地域における生活や福祉を取り巻く環境は変化し、人々が暮らしていく上での課題は複雑化、複合化しています。そのため、相談支援体制の総合的な強化の必要性、地域福祉を支える担い手や交流の場の不足といった様々な課題が明らかになってきています。

一方で、多様化する地域生活課題に対し様々な法改正が行われ、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変化しつつあります。

「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進するため「地域包括ケアシステム^{*28}の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に関連して、平成30年には「社会福祉法」が改正され、地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示されました。

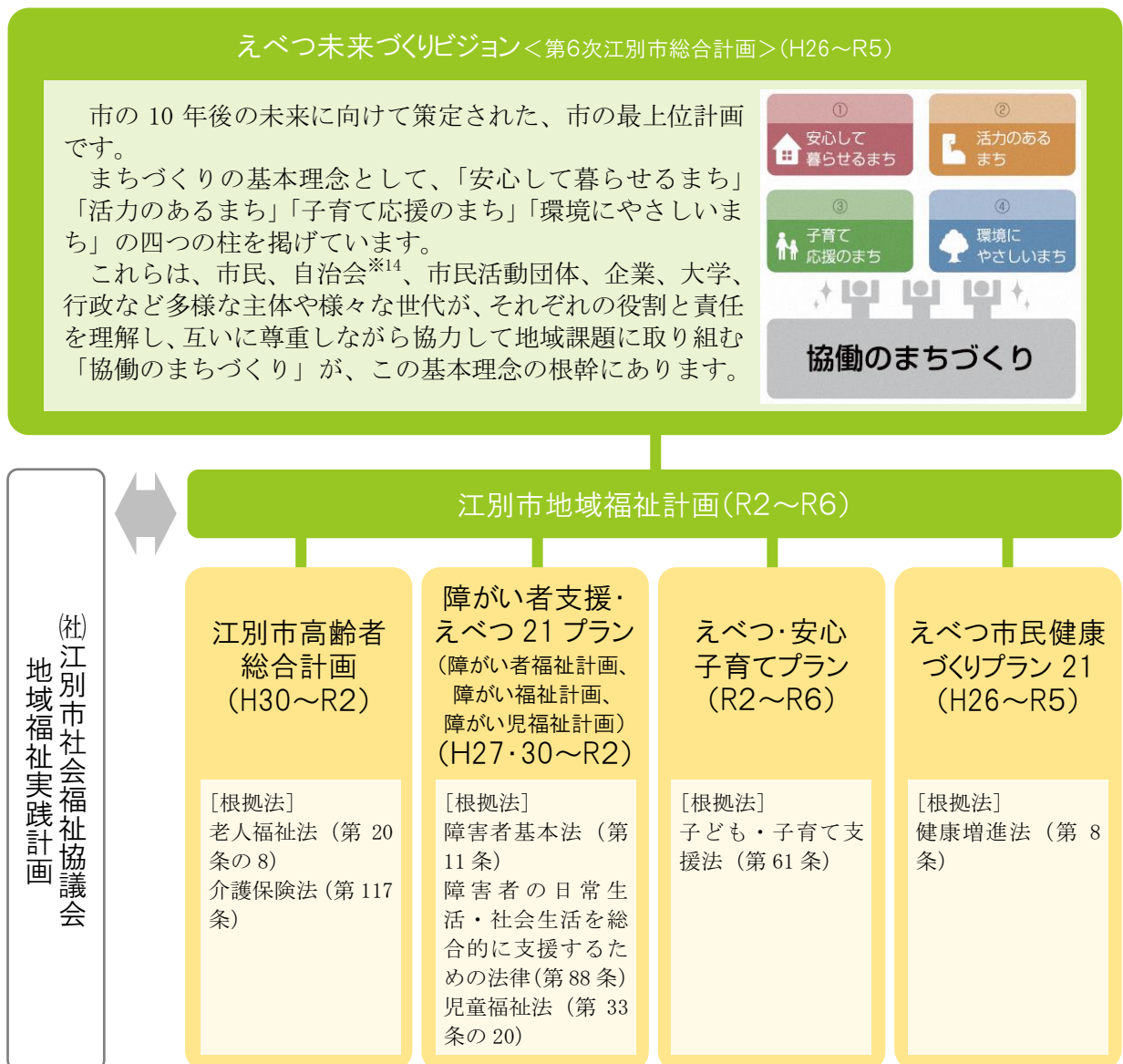
これらの状況を踏まえ、令和元年度をもって「第3期江別市地域福祉計画」の計画期間が終了することから、第3期地域福祉計画を承継しつつ、法改正に留意しながら「第4期江別市地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置付けと関連計画

本計画は、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」で掲げた、まちづくりの基本理念の根幹にある「協働のまちづくり」との整合性を図り、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定したものです。

高齢者、障がいのある方、子どもや子育て中の方などに対する、各福祉分野における具体的な施策については、分野別の個別計画に基づき展開されます。

そのため、本計画では、福祉に関する分野別計画を含みながら、それらの計画に係る地域福祉の視点や理念・方針・推進の方向性などを明示し、地域における展開を総括する役割を持ち合わせています。



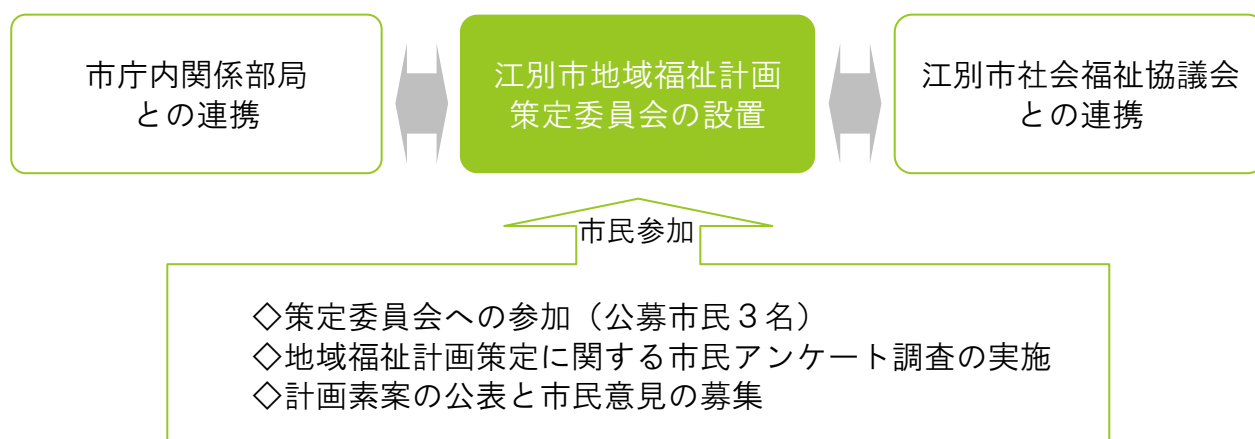
3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、5年間を一期として策定したものです。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第3期江別市 地域福祉計画	計画期間 H27~31					
第4期江別市 地域福祉計画	見直し	計画期間				

4 計画策定の方法

本計画は、江別市地域福祉計画策定委員会を中心に、市民アンケート調査や計画素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント^{*34}）などを踏まえて策定しました。



(1) 江別市地域福祉計画策定委員会での審議

公募によって選出された地域福祉に関心のある市民、各種団体代表、学識経験者、合わせて12名で構成される江別市地域福祉計画策定委員会を設置し、本計画に関する審議を行いました。

(2) 市民アンケート調査の実施

本計画策定に係る基礎資料として、地域福祉のあり方に関する意見を反映させるため、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

① 調査概要

対象地区：江別市全域

対象者数：令和元年7月1日現在で、江別市に居住する18歳以上の個人3,000名

調査方法：郵送配布・郵送回収（回収率向上のため、回収日1週間前に全対象者へお礼兼督促はがきを発送）

調査時期：令和元年8月

② 回収結果

	件数	回収率
配布数	3,000	—
回収数	1,535	51.2%
有効票	1,534	51.1%
無効票	1	0.1%

(3) 市民意見の募集（パブリックコメント）の実施

本計画は、今後5年間の江別市の福祉に関する基本的な考え方を示すものとなるため、市民参加条例に基づき、計画の内容を広く市民に公表し、市民から意見や情報を求めます。市民から提出された意見などを考慮し、必要に応じて計画へ反映させるため、市民意見の募集を実施しました。

(4) 庁内関係部局・江別市社会福祉協議会との連携

庁内関係部局との連携を図り、関連する施策の実績評価、計画の内容などについて、横断的に意見調整を行いながら計画に反映しました。

また、事務局に江別市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会^{※15}」という。）の職員が参画し、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画と整合性がある計画となるよう留意しました。

5 計画策定に係る国の方向性

多様化する地域生活の課題に対し、様々な法改正が行われています。「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 54 号）による災害対策基本法の一部改正、「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）の成立、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）、「成年後見制度^{※25}の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）の施行、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施など、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変化しつつあります。

「地域共生社会」の実現に向け、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）に関連して「社会福祉法」が改正され、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、制度の狭間の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指すなどの方向性が示されました。

これを受け、高齢者の生活支援を目的とした「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、子どもや障がいのある方も含めた地域生活課題を抱える全ての人々に対して、包括的な支援体制の整備が必要となりました。

【社会福祉法の改正】

「市町村地域福祉計画」に盛り込むべき事項

- ◎地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項《新規》
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ◎包括的な支援体制の整備に関する事項《新規》

【主な国の動き】

平成 25 年	災害対策基本法の一部改正（法律第 54 号）
	生活困窮者自立支援法の成立（法律第 105 号）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立（法律第 64 号）
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（法律第 65 号）
平成 28 年	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（法律第 29 号）
	ニッポン一億総活躍プラン「地域共生社会」の実現の閣議決定
平成 29 年	「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立（法律第 52 号）
平成 30 年	「改正社会福祉法」の施行